

## 学生寮給食業務委託契約書（案）

委託業務	給食業務委託（給食業務委託仕様書のとおり）		
委託場所	福島県立テクノアカデミー会津校内		
委託金額	年 額	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
	月割額	円	
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円）
	消費税等額は、委託料額の100分の10を乗じて得た額である。		
委託期間	自 令和 2年 4月 1日		
	至 令和 3年 3月31日		
契約保証金			

上記委託契約について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）は、甲が学生寮に收容する学生その他校長が必要と認める者（以下「寮生」という。）の給食業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、寮生の日常生活におけるバランスのとれた栄養摂取を目的として、乙に給食業務を委託するものとする。

（委託業務）

第2条 乙は、別途甲が指示する日に指定する場所（以下「厨房」という。）において、寮生の給食に関する次の業務（以下「給食業務」という。）を信義を持って誠実に履行する。

なお、給食時刻及び給食日については、別紙仕様書によるものとする。

- (1) 給食に供する主食及び副食の調理並びに配膳に関すること。
- (2) 賄材料等の購入及び保管に関すること。
- (3) 厨房及び食堂の清掃、整理整頓に関すること。

（厨房設備の貸与及び物件等の管理）

第3条 甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設、器具、什器及び備品（以下「給食施設及び物件」という。）を無償で貸与する。

- 2 乙は、甲より借用した物件を大切に使用・保管し、整理整頓、経費の節減、火災の予防等に努める。
- 3 乙が、故意又は重大な過失により給食施設及び物件等を紛失又は破損した場合、乙はその実費を弁済する。ただし、天災その他乙の責任とならない事由によるときは、乙の申し出及び甲の調査により、その費用の全部又は一部を減免することができる。
- 4 甲が乙に給食施設及び物件を貸与するのは給食日のみで、乙が給食日以外に使用を必

要とする場合は事前に甲の承認を得なければならない。

(無断改廃等の禁止)

第4条 乙は、甲の承認がなければ給食施設及び物件等を改廃することはできない。

2 乙は、給食施設及び物件等を他の者に貸与してはならない。

(給食施設及び物件等の返還)

第5条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約満了前において契約の解除となったときは、給食施設及び物件等を速やかに甲に返還しなければならない。

(経費の負担)

第6条 甲は、給食業務に要する次の経費を負担する。

- (1) 委託料
- (2) 食堂・厨房設備の維持改修
- (3) 什器・備品の購入及びその補修・補完
- (4) 電気、ガス、水道代等の光熱水費
- (5) 消耗品（洗剤、清掃用具、布巾等）及び衛生関係薬品
- (6) 電話料
- (7) その他甲が必要と認めた物品

2 乙は、給食業務に要する次の経費を負担する。

- (1) 従業員の人件費、諸手当及びこれに付帯する労務費用
- (2) 従業員の保健衛生費、被服費その他の現場経費
- (3) 官公庁手続の費用一切
- (4) 一般管理費

(委託料の支払)

第7条 委託料は月払いとし、乙は翌月10日までに月割額の請求書を甲に提出する。

2 甲は、前項の請求書を受理後、30日以内に乙に支払う。

(業務実施上の指示)

第8条 甲は、乙に対し委託業務の実施に必要な事項を指示することができる。

2 乙は、委託業務の実施に関し甲の指示を必要とする場合には、その都度甲の指示を受けなければならない。

(業務報告)

第9条 乙は、その日の委託業務終了の都度、別に定める業務日誌に所要の事項を記載し甲に提出しなければならない。

(安全衛生)

第10条 乙は、給食業務に従事する乙の従業員の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。

2 健康診断は検便を必要事項とし、その他の健康診断は必要に応じ受検して、その結果を甲に報告しなければならない。

(衛生基準の保持)

第 11 条 乙は、寮生に対する給食業務が衛生上常に万全であることを期すると共に適切な献立となるように努めなければならない。

2 献立の作成に当たっては、対象年齢を 18 才～20 才とし、食事摂取基準に基づく適正な栄養管理を行うこと。

3 献立の作成に当たっては、定期的に寮生の希望を聞き甲と調整し対応すること。

4 献立表には、塩分、カロリー、カルシウム、蛋白質及び脂質の摂取量を表示すること。

(機密の保持)

第 12 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、重大な過失により食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、賠償の責に  
応じなければならない。ただし、その原因については所管の保健所等の判断によるものとする。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、甲乙協議の上、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(解 除)

第 14 条 甲は、天災事変その他契約締結後に生じた事情の変更により給食業務を実施する必要がなくなった場合又は乙が業務を履行できなくなった場合には、契約を解除することができる。この場合において、月の途中で解除したときは、月割額を当該月の日割り計算により算出するものとし、この場合の端数処理は、100 円未満切り捨てとする。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（業務の確保）

第 15 条 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するための業務従事者を定め、業務遂行に万全を期さなければならない。

2 乙は、前項の規定による業務従事者を定めようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（談合その他不正行為による解除）

第 16 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

ただし、上記(1)又は(2)のうち命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日付け公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

（賠償の予約）

第 17 条 乙が、前条各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 前条第 1 号又は第 2 号までのうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 前条第 3 号のうち、乙が刑法第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定

した場合。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 第 14 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が第 14 条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.6% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(補 則)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の定めに関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

甲 住所 喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地  
氏名 福島県  
福島県立テクノアカデミー会津  
校長 山崎辰哉 印

乙 住所  
氏名